

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（４月２６日）

（ラゴス州におけるマスク着用義務づけ）

【ポイント】

- ラゴス州知事は４月２５日、同州内の公共の場におけるマスク着用を義務づけると発表しましたので、ご注意ください。
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、４月２５日午後１１時５５分（当地時間）時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計１１８２例に増加しています。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

【本文】

１ ラゴス州政府による発表

ラゴス州知事は４月２５日（土）、同日から同州内の公共の場（public places）におけるマスクの着用を義務づける（compulsory）とともに、マスク非着用者には制裁と罰金（sanctions and penalties）を課す旨発表しましたので、ご注意ください。（ただし、当該制裁や罰金の具体的内容は今のところ不明です。）

２ ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は４月２５日午後１１時５５分（当地時間）時点で、合計１１８２例に増加しています（うち、死亡３５例。）。

各州における感染状況は以下のとおりです。

ラゴス州： ６８９人

FCT： １３８人

カノ州： ７７人

オグン州： ３５人

オシュン州：	32人	
ゴンベ州：	30人	
カツィナ州：	30人	
ボルノ州：	30人	
エド州：	22人	
オヨ州：	18人	
クワラ州：	11人	
アクワ・イボム州：	11人	
バウチ州：	11人	
カドゥナ州：	10人	
エキティ州：	8人	
デルタ州：	6人	
オンド州：	4人	
リバース州：	3人	
ジガワ州：	2人	
エヌグ州：	2人	
ナイジャー州：	2人	
アビア州：	2人	
ザムファラ州：	2人	
ソコト州：	2人	
ベヌエ州：	1人	
アナンブラ州：	1人	
アダマワ州：	1人	
プラトー州：	1人	
イモ州：	1人	合計1182人

3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニタイザー）を使用する。
- 咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
- 咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。
- 人込みの多い場所を避ける。

- 他の人との間に距離をとる（約2メートル）

4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

- ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（学校向けガイダンス）

https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.pdf

（自主隔離（self-isolate）に関するガイダンス）

[http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-](http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf)

[Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf](http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf)

- 外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省ホームページ（日本）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

また、4月3日から、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が講じられていますので、併せご留意ください。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームページ）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

- 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp

（了）